

事業所内で  
回覧  
しましょう

# 大垣法人会報

第247号

◆ 年頭のごあいさつ

◆ 令和5年度 納税表彰

◆ 令和6年度 税制改正に関する提言(要約)



<https://cms.ginet.or.jp/ogkhojin/>

消費税期限内納付  
法人会 一声運動

表紙: 大垣城 / 大垣市郭町

# CONTENTS

- 1 法人会 会長 年頭のごあいさつ
- 2 大垣税務署長 年頭のごあいさつ
- 3 令和5年度 納税表彰
- 4 おじゃまします(第142回)
- 6 令和6年度 税制改正に関する提言(要約)
- 10 随筆
- 11 加入率一覧表
- 12 新入会員のご紹介
- 13 法人会活動日誌
- 14 本会・支部・部会便り
- 16 所在地等変更届 税制改正についての要望
- 17 口座振替のお知らせ 法人会からのお願い

表紙のことは  
 白銀の景色と調和する  
 荘厳な佇まい  
 (大垣城/大垣市郭町)



大垣の市街地にあり、城内の一部が公園化されている大垣城は、散策などを楽しむ憩いの場として市民に親しまれています。西美濃の要衝の地に築かれ、関ヶ原の戦いでは西軍・石田三成の本拠地にもなった歴史を持ちます。戦火によって焼失したものの、その歴史的価値の高さから、かつては国宝に指定されていました。現在では全国的にも珍しい4層の天守も再建され、続日本100名城に選定されています。

## 年頭のごあいさつ

一般社団法人 大垣法人会 会長 竹中 裕紀



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご家族と共に健やかな新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。また平素より、法人会の事業活動に積極的にご参加いただき、心より感謝申し上げます。

昨年は、WBCで侍ジャパンが世界一、将棋界では史上初となる藤井聡太八冠の誕生、大谷翔平選手がアメリカンリーグのホームラン王とMVPを獲得するなど明るいニュースがありました。

猛威をふるった新型コロナウイルスは、感染症法上の位置付けが5類感染症移行に伴い、ポストコロナの段階に入り、社会に活気が戻ってきました。仕事面でもWeb会議など便利なツールは継続使用しながら、以前と同等の業務ができるようになりました。

一方、世界に目を向けると、終わりが見えないロシア・ウクライナ情勢、新たに勃発したイスラエル・ハマス紛争、米中対立など地政学リスクが高まり、食品やエネルギー価格高騰、円安による輸入物価上昇、深刻化する人材不足等、企業を取り巻く経営環境はかなり不安定な状況が続いています。

テクノロジーでは、生成AIの急速な進化が話題となりました。企業においても、ビジネス環境の激しい変化に対応するため、デジタル技術を活用し、ビジネスモデルの変革を行い、自社の競争力を高めることが求められています。

さて、大垣法人会は、「正しい税知識の普及」、「健全な経営」、「社会に貢献」を柱として積極的に活動を行って参りました。

税知識の普及活動としては、大垣税務署のご協力を得て、「税金教室I・II」や「税法税務研修会」等の研修会を開催しました。また、次世代を担う子供たち向けに、青年・女性部会員が小学校にて講師となり行う「租税教育」、小学6年生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」(女性部

会主催)、4年ぶりの「夏休み親子税金探偵団」(青年部会主催)に多くの小中学校の親子に参加いただき開催することができました。

地域社会への貢献として、会員だけでなく一般の方々も対象に、総会講演会では東邦ガス株式会社代表取締役の増田信之氏に「カーボンニュートラル実現に向けたガス業界の取り組み」と題して、また、地域活性化セミナーでは、株式会社minitts 代表取締役の中村朱美氏に、「逆境に負けない中小企業の在り方」と題し、ご講演をいただきました。

また、健康経営の一環として、9月11日に関ヶ原カントリークラブにて、参加者48名でチャリティーゴルフ大会を開催し、チャリティー募金は大垣ミナモトソフトボールクラブに寄贈しました。さらに、10月22日には、海津市の国営木曾三川公園、治水神社にてノルディックウォーク大会を開催し、76名が参加して、秋晴れの下、ウォーキングを楽しみました。

そして、今年初めての試みとして、11月10日に「異業種交流会」を開催しました。入会3年以内の新入会員を対象として、大垣税務署長様や本会・支部役員にも参加いただき、法人会の活動紹介や新入会員紹介を行いました。懇親会では、名刺交換や情報交換が活発に行われ、有意義な交流会となりました。新入会員様におかれましては、今後も末永く法人会の会員としてご活動いただけることを切に願っています。

私ども大垣法人会は会員企業の繁栄と社会への貢献を掲げて、活力に溢れ魅力ある法人会の実現に向け全力で取り組んで参ります。また、今後も引き続き法人会の魅力を積極的に発信することにより、会員増強に結び付けて参りますので、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、会員企業の益々のご繁栄と皆様方のご多幸ご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



# 年頭のごあいさつ

大垣税務署長 城戸 計子

令和6年の年頭に当たり、一般社団法人大垣法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一般社団法人大垣法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、「租税教室」や「各種研修会」、「税に関する絵はがきコンクール」といった税の啓発活動のほか、地域社会への貢献活動も実施していただいております。

私どもとしましても、皆様のこうした活動は大変心強いものであり、竹中会長をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行し、各地で数年振りに様々なイベントが開催されるとともに、訪日外国人数が増加するなど、社会活動が活発化し、我が国の経済に明るい兆しが見えました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、一般社団法人大垣法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化しています。国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションとして、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率

化・高度化等」に加えて、「事業者のデジタル化推進」も関係省庁と連携して進めてまいります。

マイナポータル連携の拡大などにより、スマートフォンを利用した申告手続はますます便利になっておりますので、キャッシュレス納付と併せて、是非、御利用いただきますようお願い申し上げます。

また、昨年10月1日に開始したインボイス制度につきましては、これまで、幅広い事業者の方々に制度理解が進むよう、説明会や研修会の開催、個々の事業者の実態を踏まえた個別相談など、様々な取組を行ってまいりました。

今後も、こうした事業者の皆様へ寄り添った対応を継続するほか、事業者の方々の不安に耳を傾け、丁寧な説明を行ってまいります。

引き続き、法人会の皆様の御理解の下、連携を図りながら、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人大垣法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



令和5年度

# 納税表彰

このたび、次の方々が表彰の栄誉を受けられました。心からお祝い申し上げます。

## 名古屋国税局長 表彰



コダマ樹脂工業株式会社  
代表取締役社長  
**兒玉 榮一氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
監事

## 大垣税務署長 表彰



株式会社パナシーズン  
代表取締役  
**渡邊 利春氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事(大垣西支部 支部長)



株式会社服部管工  
取締役  
**服部 美鈴氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事(女性部会 部会長)



新幸ホーム株式会社  
代表取締役  
**赤尾 鋭和氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事(安八支部 支部長)

## 大垣地方税務推進協議会長 表彰



大垣ガス株式会社  
代表取締役社長  
**上田 元久氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事(大垣南支部 支部長)



揖斐川工業株式会社  
取締役 管理部長  
**川井 知洋氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事(大垣東支部 副支部長)



株式会社大光  
専務取締役  
**金森 久氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
理事



伊藤配管工業株式会社  
監査役  
**伊藤 節子氏**  
一般社団法人  
大垣法人会  
女性部会 監事

# おじがまします

企業訪問 第142回

今回は、株式会社 ギフトホーム 代表取締役 佐竹壮夫様をお訪ねしました。

**法人** 本日はお忙しいところお時間をいただきまして誠にありがとうございます。早速ですが、社長様の生い立ちから聞かせていただけますか。

**社長** 私は、養老町で昭和50年11月に生まれ、現在48歳になります。  
大学卒業後、大手建設会社の現場監督等を経て、2003年4月に株式会社大顕設備（現：ギフトホーム）に入社しました。入社と同時に代表取締役になり、現在に至ります。

**法人** 会社の概要と過程について伺います。

**社長** 昭和37年に先代の大橋強が創業し、昭和50年に株式会社大顕設備を設立しました。養老町を中心に給排水衛生設備業を行っていました。その先代が2001年12月に脳梗塞で倒れ、その後継として、私が2003年4月に代表取締役になりました。  
その後公共工事が減ったため、民間の水道工事へ移行しました。個人のお客様と接する中で住

宅リフォーム工事を手掛けるようになり、現在は新築工事も請け負っています。

**法人** 今後の事業計画（抱負・夢）についてお聞かせください。

**社長** 住宅環境は、衣食住といわれるとおり、生活に

欠かすことができないものです。現在の事業を大きく変えることなく、地域のみなさんの住生活の困りごとを解決する会社でありたいと思います。そのために頼りになる、愛される会社をめざします。現在、創業61年です。今後も50年100年と存続するためにも、お客様に選ばれ続ける会社でありたいと考えています。

**法人** 今後の経済情勢についてお聞かせください。

**社長** 住宅市場でいいますと、長期的に人口減少のため、新設住宅着工戸数は減り続けます。かといって住宅リフォーム市場が伸びていくかということとはならず、ここ10年以上約7兆円で推移しています。日本の住宅市場の中で空き家問題と低性能住宅が問題となっており、中古住宅の高性能化がこれからの課題となりそうです。実際国もこの市場に対する補助金を増額するなど対策を打ち出しています。

**法人** 最後にご趣味についてお聞かせください。

**社長** 読書や映画鑑賞もするのですが、好きなのは山に登ること。それほど標高の高い山ではなく、養老山や南宮山、松尾山など身近な山に登ります。本当に時間のないときは象鼻山に登ります。往復で1時間もかかりませんので、手軽な趣味として楽しんでいます。



取材者  
 ヨーロー西濃集配(株) 渋谷 育子  
 (株)木村材木店 木村 恵子

### 取材を終えて

(株)ギフトホーム様の事務所にてお話を伺いました。現在48歳とされる社長様は、先代が病で倒れた為、28歳の若さで後継がれたとの事です。きびしい経済情勢の中、大手建設会社での経験を生かし、お客様の困りごとを解決する為に少しずつ業態を変えていくという前向きな姿勢がうかがえました。息抜きでご覧になるという映画の話題も豊富で楽しく拝聴いたしました。

令和6年度

# 税制改正に関する提言(要約)

## 基本的な課題

### I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

### 1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式

市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作(イールドカーブ・コントロール)の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

## 5. 今後の税制改革のあり方

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。
- (1) **法人税率の軽減措置**  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) **中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置**  
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
  - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
  - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。
- (3) **中小企業等の設備投資支援措置**  
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### 2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

**(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設**

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

**(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実**

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

**(3) 取引相場のない株式の評価の見直し**

**3.消費税への対応**

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

**Ⅲ.地方のあり方**

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイクス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

**Ⅳ.震災復興等**

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

**V.その他**

**1.納税環境の整備**

**2.環境問題への対応**

**3.租税教育の充実**

**税目別の具体的課題**

**1.法人税関係**

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ① 役員給与は損金算入とすべき
  - ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

**2.所得税関係**

- (1) 所得税のあり方
  - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
  - ② 各種控除制度の見直し
  - ③ 個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

**3.相続税・贈与税関係**

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3.40→令和2年2.73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

**4.地方税関係**

**(1) 固定資産税の抜本的見直し**

令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

**(2) 事業所税の廃止**

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

**(3) 超過課税**

**(4) 法定外目的税**

**5.その他**

**(1) 配当に対する二重課税の見直し**

**(2) 森林環境税**

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

**(3) 電子申告**



「音楽とともに」

株式会社J-MAX 青山 秀美

「音楽との出会い」は、幼稚園時のヤマハオルガン教室からでした。小学1年生でピアノに転向。ピアノの先生が指揮する少年少女合唱団に入団したことから声楽も本格的にレッスンを受け、音楽家を目指す小・中学生でありました。高校入学とともに、音楽は趣味のひとつとなりましたが、高校・大学・社会人と混成・男声合唱を続けています。合唱を続けてきて新人社員として一寸得た出来事～お客様との宴会等で、当時流行り始めたカラオケで歌い、場の雰囲気を一気に盛り上げることができたこと(笑)～でしょうか。

「音楽」は万国共通の言葉。原語で唱うことでその国の歴史・文化を学び、また訪れた各地で人の輪を拡げる機会を与えてくれます。2度の海外(音楽)生活を通して、音楽の世界は歌/唱からミュージカル、オペラ、ジャズ、交響楽、演劇、バレエ、マーチングバンド等とそのジャンルも拡がり、また英・米での合唱団のメンバー、欧州各国から集まった語学学校のクラスメイト、研修先のナショナルスタッフ、ホームステイ先のギリンソン夫人等との交流を通して、多くの人と出会い学ぶ機会を得ました。

1991年4月、湾岸戦争終盤でビジネス顧客が誰も乗っていないフライトで初海外(笑)ロンドンへ。約1年の英投資顧問銀行研修のスタートです。「Hidemi、合唱経験があるならおいでよ」と語学学校のチャップリン先生の推薦で、唯一の日本人としてRipieno Choirへ入団。団員自宅のサロンでの練習、その後の(定例の)お茶会や、ギリンソン夫人との(近所の)ケンジントン公園での散歩、LDN交響楽団コンサート鑑賞の折に、家族、仕事、英国・欧州文化等を語られる一方で、日本に関しての様々な質問をされる度に、拙い英語のみならず如何に自分が日本(文化、ビジネス)に関して造詣が浅いかを反省。また英国人ファンドマネージャーの全世界から訪れる企業IR担当役員を前にしたランチミーティングでのプロとしての所作、金曜午後のパブでの同僚との情報交換の姿やウィットに富んだ会話を目の当たりにし、プロとしての知識、教養が如何に必要なかを実感しました。

1994年12月、バブル崩壊の後遺症で低迷する日本を立ちニューヨーク駐在へ。彼の地でも、大学時代の合唱繋がりから直ぐに紐育男声合唱団に入団。日本人合唱団員の職業や年齢は多種多様。練習後の懇親会では、音楽の話のみならず、歴史から最新のトレンドまで、各々がこれまでの社会人生活の中で培ったモノにタッチ。私自身は(まだ)若手でありましたから、(通常の)日本人とは一味違う諸先輩からの薫陶は、当地での生活・仕事、そして帰国後においても大変役立つものでありました。

「多様性(Diversity)」と云う言葉の意味を、まだ十分に理解できていなかった若き時代に経験した音楽を通した異文化交流。今思い返すと「音楽」が、私の未熟さを補完してくれていました。音楽を奏でるモノは、ステージに立てば年齢・性別・国籍等関係なくハーモニーを創り上げ、緞帳が下りた後は互いに讃えあう仲間。これからも「音楽」を通した繋がり・出会いを大切に参りたいと思います。

支部別加入率一覧表

令和5年12月31日現在

| 支 部         | R5.12.31現在    |              |             | 過去6ヶ月の加入率実績 (%) |             |             |             |             |             |
|-------------|---------------|--------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 法人数           | 会員数          | 加入率 (%)     | 5.11.30         | 3.10.31     | 5.9.30      | 5.8.31      | 5.7.31      | 5.6.30      |
| 興 文         | 354           | 154          | 43.5        | 43.5            | 43.5        | 43.8        | 43.8        | 43.8        | 44.1        |
| 東           | 679           | 269          | 39.6        | 39.9            | 39.8        | 40.4        | 40.5        | 40.5        | 40.6        |
| 西           | 545           | 222          | 40.7        | 40.8            | 40.8        | 41.2        | 41.0        | 41.2        | 41.2        |
| 南           | 363           | 163          | 44.9        | 45.5            | 45.5        | 45.6        | 45.6        | 45.6        | 45.8        |
| 江 並         | 425           | 169          | 39.8        | 39.8            | 39.8        | 39.9        | 39.9        | 40.1        | 40.1        |
| 北           | 548           | 236          | 43.1        | 43.5            | 43.5        | 44.8        | 44.7        | 44.7        | 44.5        |
| 赤 坂         | 366           | 150          | 41.0        | 41.0            | 41.0        | 41.3        | 41.3        | 41.3        | 41.4        |
| <b>小 計</b>  | <b>3,280</b>  | <b>1,363</b> | <b>41.6</b> | <b>41.8</b>     | <b>41.7</b> | <b>42.2</b> | <b>42.2</b> | <b>42.3</b> | <b>42.3</b> |
| 垂 井         | 399           | 121          | 30.3        | 30.5            | 30.5        | 30.8        | 30.6        | 30.6        | 30.6        |
| 関ヶ原         | 131           | 44           | 33.6        | 33.6            | 33.6        | 33.8        | 33.8        | 34.6        | 34.6        |
| <b>不破計</b>  | <b>530</b>    | <b>165</b>   | <b>31.1</b> | <b>31.3</b>     | <b>31.3</b> | <b>31.6</b> | <b>31.4</b> | <b>31.6</b> | <b>31.6</b> |
| 池 田         | 370           | 114          | 30.8        | 31.0            | 31.0        | 31.2        | 32.0        | 31.8        | 32.2        |
| 揖斐川         | 392           | 143          | 36.5        | 36.5            | 36.5        | 36.8        | 36.8        | 37.0        | 37.3        |
| 大 野         | 382           | 104          | 27.2        | 27.2            | 27.0        | 27.2        | 27.2        | 27.2        | 27.2        |
| <b>揖斐計</b>  | <b>1,144</b>  | <b>361</b>   | <b>31.6</b> | <b>31.6</b>     | <b>31.5</b> | <b>31.8</b> | <b>32.0</b> | <b>32.1</b> | <b>32.3</b> |
| 養 老         | 495           | 196          | 39.6        | 39.9            | 39.9        | 39.9        | 39.7        | 39.9        | 39.9        |
| 上石津         | 74            | 25           | 33.8        | 33.8            | 33.8        | 33.8        | 33.8        | 33.8        | 33.8        |
| <b>養老計</b>  | <b>569</b>    | <b>221</b>   | <b>38.8</b> | <b>39.1</b>     | <b>39.1</b> | <b>39.1</b> | <b>38.9</b> | <b>39.1</b> | <b>39.1</b> |
| 海 津         | 256           | 94           | 36.7        | 36.7            | 36.7        | 36.9        | 36.6        | 36.5        | 36.6        |
| 平 田         | 157           | 63           | 40.1        | 40.1            | 40.1        | 40.5        | 40.9        | 40.9        | 40.9        |
| 南 濃         | 227           | 80           | 35.2        | 35.2            | 35.2        | 34.8        | 34.8        | 34.8        | 34.8        |
| <b>海津計</b>  | <b>640</b>    | <b>237</b>   | <b>37.0</b> | <b>37.0</b>     | <b>37.0</b> | <b>37.0</b> | <b>37.0</b> | <b>37.0</b> | <b>37.0</b> |
| 神 戸         | 299           | 118          | 39.5        | 39.8            | 39.9        | 39.9        | 39.9        | 39.9        | 39.8        |
| 安 八         | 268           | 68           | 25.4        | 26.1            | 26.1        | 27.2        | 27.6        | 27.6        | 27.5        |
| 墨 俣         | 70            | 23           | 32.9        | 32.9            | 32.9        | 32.9        | 32.9        | 32.9        | 31.4        |
| 輪之内         | 188           | 50           | 26.6        | 27.0            | 27.0        | 28.0        | 28.0        | 27.1        | 26.5        |
| <b>安八計</b>  | <b>526</b>    | <b>141</b>   | <b>26.8</b> | <b>27.3</b>     | <b>27.3</b> | <b>28.3</b> | <b>28.5</b> | <b>28.1</b> | <b>27.7</b> |
| <b>A 計</b>  | <b>6,988</b>  | <b>2,606</b> | <b>37.3</b> | <b>37.5</b>     | <b>37.5</b> | <b>37.9</b> | <b>37.9</b> | <b>37.9</b> | <b>37.9</b> |
| <b>B 合計</b> | <b>※6,858</b> | <b>2,606</b> | <b>38.0</b> | <b>38.2</b>     | <b>38.2</b> | <b>38.2</b> | <b>38.2</b> | <b>38.2</b> | <b>38.3</b> |

※印の法人数はR5.6末当局発表数字(6,700件)に支店・工場等(158件)を足した件数を記載した

# 新入会員のご紹介

ご入会ありがとうございました

令和5年10月1日～12月31日 入会分

## 法人名 (医)MM

代表者 岩本 昌熙

住所 大垣市長沢町5-15-1

業種 医療

紹介者 (株)大垣共立銀行 大垣駅前支店

支部名 大垣東

## 法人名 (株)44-project

代表者 薄田 朋和

住所 大垣市高屋町1-51-1  
一岡ビル4階

業種 人材採用コンサルティング

紹介者 (株)吉

支部名 大垣東

## 法人名 (株)WAVE

代表者 小野 広樹

住所 大垣市今宿6-52-16  
ソフピアジャパンドリームコア513

業種 web制作業

紹介者 大同生命保険(株)

支部名 大垣東

## 法人名 (医)西尾医院

代表者 西尾 浩志

住所 大垣市竹島町43

業種 医療

紹介者 富士和商事(株)、  
大同生命保険(株)

支部名 大垣南

## 法人名 (株)アクライズ

代表者 大塚 一輝

住所 安八郡神戸町丈六道439-7

業種 美容業

紹介者 (株)大垣共立銀行 神戸支店

支部名 神戸

## 法人名 菱川正樹税理士事務所

代表者 菱川 正樹

住所 安八郡神戸町神戸697-3

業種 税理士事務所

紹介者 -

支部名 神戸

## 法人名 (株)ソリノ

代表者 富田 光流

住所 安八郡神戸町神戸1189-3

業種 製造

紹介者 (株)ダイコー

支部名 神戸

## 法人名 (株)西川鉄工所

代表者 西川 泰弘

住所 揖斐郡池田町沓井851-2

業種 鉄骨・鉄筋工事

紹介者 (株)大垣共立銀行 池田支店

支部名 揖斐

## 法人名 (株)Frank

代表者 飯沼 修司

住所 揖斐郡大野町下磯133

業種 美容室とドッグサロン

紹介者 (株)大垣共立銀行 大野支店

支部名 揖斐

## 法人名 (株)あむごな2

代表者 二ノ宮 絵美

住所 海津市南濃町山崎1321-1

業種 訪問看護

紹介者 山崎工業(株)、  
大同生命保険(株)

支部名 海津

# 法人会活動日誌

令和5年10月1日～12月31日

|                    |                            |                      |                       |
|--------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------|
| 10月 4日(水)          | 第46回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会       | 11月 9日(木)<br>～10日(金) | 法人会全国青年の集い(山形大会)      |
| 10月 4日(水)          | 地域活性化セミナー                  | 11月10日(金)            | 税金教室II                |
| 10月10日(火)          | 女性部会神戸支部役員会                | 11月10日(金)            | 異業種交流会                |
| 10月12日(木)          | 第42回岐阜県下法人会女性部会連絡協議会       | 11月16日(木)            | 大垣税務連絡協議会 街頭広報活動      |
| 10月13日(金)          | 女性部会歴代部会長会議                | 11月16日(木)            | 青年部会研修会               |
| 10月16日(月)          | 広報委員会                      | 11月17日(金)            | 女性部会海津・養老支部合同企業見学会    |
| 10月17日(火)          | 女性部会日帰り研修会                 | 11月21日(火)            | 女性部会神戸支部研修会           |
| 10月18日(水)          | 第39回法人会全国大会(群馬大会)          | 11月24日(金)            | 大垣赤坂支部講演会             |
| 10月20日(金)          | 女性部会大垣支部役員会                | 11月27日(月)            | 海津支部事業報告会・研修会         |
| 10月22日(日)          | ノルディックウォーク大会               | 11月28日(火)            | 税経調査部会役員会             |
| 10月24日(火)          | 女性部会揖斐支部税務研修会              | 12月 1日(金)            | 養老支部・女性部会養老支部合同日帰り研修会 |
| 10月27日(金)          | 正副会長会                      | 12月 1日(金)            | 青年部会ゴルフコンペ            |
| 10月27日(金)          | 理事会                        | 12月 4日(月)            | 女性部会大垣支部特別例会(税務研修会)   |
| 11月5日(日)<br>～6日(月) | 税経調査部会企業視察研修旅行             | 12月 6日(水)            | 県下女性部会長会議(絵はがき審査)     |
| 11月 7日(火)          | ノルディックウォーク慰労会              | 12月15日(金)            | 女性部会海津支部役員会           |
| 11月 8日(水)          | 観劇会                        | 12月15日(金)            | 県下法人会専務理事会議           |
| 11月 8日(水)          | 神戸支部・女性部会神戸支部合同企業訪問及び税務研修会 |                      |                       |





# 本会・支部・ 部会便り

## チャリティーゴルフ大会



令和5年9月11日、関ヶ原カントリークラブにて開催しました。

## 地域活性化セミナー



令和5年10月4日、大垣市情報工房5F スイックホールにて、大垣商工会議所・(公財)日本電信電話ユーザ協会・(一社)大垣法人会の3団体の共催として、株式会社minitts 代表取締役 中村朱美様に「逆境に負けない中小企業の在り方～withコロナafterコロナの時代に向けて～」と題し講演会を行いました。

## ノルディックウォーク大会



令和5年10月22日、国営木曾三川公園で行い、休憩場所では、税金クイズを行いました。

## チャリティー募金贈呈式



令和5年10月22日、ノルディックウォーク大会開催時に、大垣ミナソフトボールクラブへ、チャリティーゴルフ募金の贈呈式を行いました。

## 異業種交流会



令和5年11月10日、大垣フォーラムホテルにて、新入会員を対象に本会役員と異業種交流会を行いました。

## 神戸支部・女性部会神戸支部合同企業訪問及び税務研修会



令和5年11月8日、コダマ樹脂工業株式会社 横井工場を訪問。その後、桂林にて、大垣税務署 法人課税第一部門 国税調査官 近藤里絵様に「電子帳簿保存法について」と題し、研修会を行いました。

## 税経調査部会企業視察研修旅行



令和5年11月5日から6日に、豪農の館・北方文化博物館等を視察し、車内ではDVD研修を行いました。

## 女性部会講演会



令和5年9月27日、大垣市情報工房5F セミナー室にて、大垣税務署 署長 城戸計子様に「税務の職場」と題し、講演会を行いました。

## 女性部会会員支援事業(日帰り研修会)



令和5年10月17日、VISONと六華苑・旧諸戸清六郎を見学しました。

## 女性部会揖斐支部 税務研修会



令和5年10月24日、サンローヤルにて、大垣税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官 米山仁志様に「消費税インボイス制度について」その他と題し、研修会を行いました。

## 女性部会大垣支部特別例会(税務研修会)



令和5年12月4日、助六にて、大垣税務署 署長 城戸計子様に「税務の職場」と題し、研修会を行いました。その後、4年ぶりに会員で令和2年から5年に還暦を迎えた方のお祝いをしました。

## 青年部会ゴルフコンペ



令和5年12月1日、関ヶ原カントリークラブにて、竹中会長をお招きし、初めて開催しました。

所在地等変更届

令和 年 月 日

一般社団法人 大垣法人会 行

住 所

法 人 名

代表者名 印

下記のとおり、変更がありましたのでご連絡いたします。(変更日：令和 年 月 日)

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Rows include: 所在地, フリガナ法人名, フリガナ代表者名, 電話番号, FAX番号, 業種目, 決算期, 資本金.

※該当事項をご記入のうえ、大垣法人会事務局までご連絡願います。
連絡先：〒503-0803 大垣市小野4丁目35番地10 一般社団法人 大垣法人会
FAX 0584-81-1539 TEL 0584-81-1288

税制改正についての要望

※匿名・可

法人名

Table with 2 columns: 税目, 内容. Content: 所得税・法人税・相続税・贈与税・土地譲渡所得税・消費税 その他( ) ※該当項目に、○をつけて下さい。

改正要望 (なるべく具体的にお書き下さい)

[提出先] (一社)大垣法人会事務局 FAX 0584-81-1539

令和6年度

大垣法人会年会費及び
部会費の口座振替のお知らせ

日頃は、当会の運営にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標題につきまして、令和6年6月3日に会員各位のご指定の預金口座から振替
の手続きをとらせていただきますので、ご案内方お手配のほど宜しくお願い致します。
なお、当会の年会費は次のようになっております。

Table with 6 columns: 区分(資本金別), 年会費, 区分(資本金別), 年会費, 部会, 年会費. Rows include: 賛助会員, 300万円以下, 500万円以下, 1,000万円未満, 女性部会, 青年部会, 税経調査部会.

◎上記の資本金は年度当初(4月1日)の現状によります。

会員の皆様へ法人会からのお願い

会員企業の所在地等変更がございましたら、
一般社団法人大垣法人会事務局までFAXまたは、電話にてご連絡下さい。

また、「変更届」様式は、左ページをコピーす
るか、一般社団法人大垣法人会ホームページ
の「会員コーナー」からダウンロードすることが
できますのでご利用下さい。

- 法人所在地の移転・変更
● 法人名の変更
● 代表者の変更
● 資本金等の変更
● 業種目の変更
● 決算期の変更
● 法人の合併・解散・清算終了等
● 電話番号・FAX番号の変更

大垣法人会報

第247号

発行日 令和6年1月
発行 一般社団法人 大垣法人会
大垣市小野4丁目35番地10
ソフトピアジャパン・アネックス411A(情報工房)
TEL 81-1288 FAX 81-1539
E-mail ogkhojin@snow.ocn.ne.jp
https://cms.ginet.or.jp/ogkhojin/
印刷 サンメッセ株式会社
大垣市久瀬川町7-5-1



# 謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業の役員・従業員とそのご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和六年



〈引受保険会社〉

**Aflac** アフラック

岐阜支社

〒500-8856 岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル13階

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)